

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、開会日に、鈴木榮一農業委員会会長が今定例会中の全ての会議を欠席する旨ご報告しましたが、本日の会議に出席されていますので、ご報告いたします。

ここで本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、8日の本会議において、総務常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査結果を、総務常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第47号に反対1名、賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般事案1件、人事案件17件、議会案1件であります。追加議案の審査につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審査を諮っていただき、決定後、提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第45号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、議案第45号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、議案第49号 平成29年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号までの5件を一括議題といたします。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** おはようございます。

平成29年第3回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案2件につい

て、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第45号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、マイナンバー制度は社会保障、税、災害対策の3分野において複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されると理解しているが、3分野以外の事務をするために条例に規定するという点かとの質疑がなされ、総務課長からは、3分野の範囲内において法別表で定めている事務以外の独自利用事務で、個人の情報を一括して利用する場合は必ず条例で定めなければならないことになっているとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、税の事務に関しても条例に規定する必要があるのかとの質疑がなされ、総務参事からは、税務関係事務の特定個人情報の取り扱いについては、現在使用している確定申告書、届け出書、法定調書、給与支払い報告書等はマイナンバー法で法定事務として使用することができることになっており、全国的にどこの官公署でも使用している。それ以外に市町村独自で使用することであれば、条例に特定個人情報の取り扱いの事務を規定した上で、国の個人情報保護審査会の承認を得て使用、連携しなければならないので、今回、長井市が独自利

用する事務を条例で規定するため、改正するものであると答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、長井市医療給付事業に関する条例による重度心身障害（児）者医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療の3事務を独自利用事務としているのが、運用の仕方は具体的にどのようなになるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、それぞれの医療証を交付する際に所得制限等のいろいろな個別の情報が必要になり、申請される方はそれぞれ証明を持参しなければならなかったが、個人番号によってその提出を省略することができる運用になる。市町村の具体的運用は7月以降になるが、今後、独自利用事務が広がれば、市民サービスにつながるので、別表もふえていくと推測しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、改正案の第4条2項に必要な限度で情報を利用することができることと規定されているが、どのように運用するのかとの質疑がなされ、総務課長からは、情報を求める側と提供する側で連携し、例えば住民票であれば本籍を除いた情報を利用するという点であれば、提供する側はそういう情報を提供する形になるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴う必要の改正を行うため、提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

8番、今泉春江議員。

○8番 今泉春江議員 総務常任委員会に付託になりましたテロ等準備罪法案の廃案を求める意見書提出についての請願の結果はどうになりましたでしょうか。なぜ本会議に報告がなかったのでしょうか。

○渋谷佐輔議長 赤間泰広総務常任委員長。

○赤間泰広総務常任委員長 お答えいたします。

請願第1号 テロ等準備罪法案の廃案を求める意見書提出についての請願は、テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法を廃案とするよう、意見書の提出を求めている内容であります。改正組織犯罪処罰法が国会で審議され、15日の参院本会議で可決、成立しているの、本請願の実現性が既に失われていることから、総務常任委員会として審査すべき事由がなくなったものとして、先例に倣い、審査未了の取り扱いにしたところであります。

○渋谷佐輔議長 8番、今泉春江議員。

○8番 今泉春江議員 審査未了とは、どういう意味なんですか。

○渋谷佐輔議長 赤間泰広総務常任委員長。

○赤間泰広総務常任委員長 今申し上げたとおりでございますが、委員会を閉会して審査未了になりましたので、委員長報告は行わないということでございます。

○渋谷佐輔議長 8番、今泉春江議員。

○8番 今泉春江議員 審査未了、審議未了ということ辞書で引きますと、審議がまだ未了という言葉は審議がまだ終わっていないという意味になっています。そうしますと、今後も審議を続けるようにと受け取れますが、実際にはそれはあり得ません。したがって、審議未了というのではなく、不採択が正しいと思いますが、委員長、いかがでしょう。

○渋谷佐輔議長 赤間泰広総務常任委員長。

○赤間泰広総務常任委員長 今申し上げたとおりでございます。審議ではございませんので、審

査未了ということで委員会は閉会したところでございます。

○渋谷佐輔議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、議案第45号及び日程第2、議案第46号の2件について討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第45号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第46号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務委員長の報告は原案可決であります。

総務委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、総務委員長報告のとおり決定いたしました。

○8番 今泉春江議員 議長。

○渋谷佐輔議長 8番、今泉春江議員。

○8番 今泉春江議員 この際、動議を提出いたします。

6月8日の本会議において総務常任委員会に付託され、審査中の請願第1号については、こ

の請願に審査未了などとして明確な議会としての判断を曖昧にし、本会議にも報告しないなどということは、請願者にも議会の責任からも適切でないと考えます。請願第1号 テロ等準備罪法案の廃案を求める意見書提出についての請願に動議を提出します。本請願については、法案が可決されたため願意が失われており、審査未了ではなく不採択とすべきことを動議とします。会議規則第44条第1項の規定により、本日午後2時までに審査を終了するよう期限をつけることを望みます。

（「賛成」の声あり）

○**渋谷佐輔議長** ただいま今泉春江議員から総務常任委員会に付託され、審査中の請願第1号については、本日午後2時までに審査を終了するよう、期限をつけることの動議が出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、日程第3として直ちに議題とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○**渋谷佐輔議長** 起立少数であります。

よって、この動議を日程に追加しないことに決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

五十嵐智洋予算特別委員長。

（五十嵐智洋予算特別委員長登壇）

○**五十嵐智洋予算特別委員長** 平成29年第3回市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第47号 平成29年度長井市一般

会計補正予算第3号を初め、議案第48号 平成29年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第49号 平成29年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の予算議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、6月22日に審査が行われました。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第47号 平成29年度長井市一般会計補正予算第3号につきましては、小関秀一委員ほか4名から修正案が提出されましたので、提出された修正案について提案者から説明を受けた後、質疑、討論を行い、採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。

続いて、修正案が否決されましたので、原案について採決を行い、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 平成29年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第49号 平成29年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号の補正予算2件につきまして、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等に十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。